

生産性、安全性の維持向上の実現のために

クレーンの保守点検を実施しましょう

クレーンの定義

クレーンとは、動力を用いて荷を吊り上げ（人力によるものは含まない）、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置のうち、移動式クレーンおよびデリックを除いたものを言います。

点検の義務

吊り上げ荷重0.5t以上のクレーンを設置した場合、日常点検、月例点検、年次点検、暴風後の点検などを実施しなくてはなりません。また月例および年次点検、暴風後の点検についてはその記録を作成し、3年間保管しなくてはなりません。

※クレーン等安全規則 第3節 定期自主検査等 第34、35、36、37、38、39条

なぜ、クレーンの点検が必要なのか？

クレーンも他の機械設備と同様、使用開始からの時間経過と使用環境に応じ、機体各部に劣化が生じるので、そのまま使用を続ければ故障が発生する恐れがあります。その故障は単に生産活動の中止に留まらず、人的災害を誘発する要素も含んでいるため、それらを合わせた損失は極めて大きなものになると言えます。

クレーンの定期点検を行うことで、不具合箇所を早期に発見し、適切な処置を施すことでクレーン設備の停止を回避し、生産性、安全性の維持向上の実現につながります。

専門技術者による定期点検契約のおすすめ

1

現地調査とご要望のヒアリング

対象クレーンの確認と点検内容についてお打ち合わせさせていただきます。

2

お見積書の提示

お打ち合わせの内容に基づいたお見積を提示させていただきます。

3

点検実施日の調整

ご都合に合わせた点検実施日を決めさせていただきます。

4

点検の実施

信頼と実績のあるプロの弊社専門技術者がご訪問し、点検を実施いたします。

5

点検結果のご報告

点検結果を書面にてご報告いたします。使用限界基準に基づき修理および部品交換が必要とされた場合は、別途お見積を提示させていただきます。

6

その他

ホイストクレーン全般についてご要望・ご質問がございましたら、どんなことでもお問い合わせください。



KITO
キトー認定販売代理店

〒314-0127
茨城県神栖市木崎2398-17

鹿島工販株式会社

TEL 0299-91-1158
FAX 0299-91-1198

ご用命は弊社までお気軽にお問い合わせください